

建設業許可を受けられた皆様へ

～許可を受けた後の注意事項～

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

建設業の許可を受けられた皆様にご案内しておいたことのうち、主なものを以下にまとめています。ご一読いただき、不明な点等は巻末の問い合わせ先までお尋ねください。

1. 許可行政庁への届出義務等

建設業の許可を受けた者には、様々な届出義務が課せられています。許可を受けた後、以下に該当した場合は、提出期限内に届け出てください。

○届出先：管轄の県土整備事務所（局）

○提出部数：正本1部 副本2部 合計3部

※添付書類等の詳細については、巻末の建設産業対策室ホームページをご参照ください。

(1) 変更等の届出

No.	変更事項		届出書様式	添付書類	提出期限
1	商号又は名称		22-2	①登記事項証明書 ※個人の場合不要 ②定款 ※組織変更の場合のみ	事実の発生したときから30日以内
2	営業所	名称、所在地	22-2	①営業所所在地案内図 ※所在地変更のみ ②登記事項証明書 (変更を要する場合のみ) ※個人の場合不要	
		業種の追加・削除・廃止	22-2	①登記事項証明書 (変更を要する場合のみ) ※個人の場合不要 ※同時に別途No.8の届出が必要です。	
		新設	22-2	①営業所所在地案内図 ②No.8の届出書及び添付書類 ③No.9の添付書類 ④登記事項証明書 ※変更を要する場合のみ	
3	資本金・出資金		22-2	①株主（出資者）調書（様式第14号） ②登記事項証明書	
4	役員等	新任	22-2	①役員等の一覧表（様式第1号別紙1） ②誓約書（様式第6号） ③許可申請者の略歴書（様式第12号） ④登記事項証明書 ⑤法務局発行の成年被後見人等として登記されていないことの証明書（株主等は不要） ⑥市町村発行の身分証明書（株主等は不要） ⑦株主（出資者）調書（様式第14号）（役員、顧問、相談役の場合は不要）	
		退任	22-2	①役員等の一覧表（様式第1号別紙1） ②登記事項証明書	
5	個人事業主又は支配人の氏名（改姓改名）		22-2	①戸籍抄本又は住民票の抄本 ※個人事業主のみ ②登記事項証明書 ※支配人のみ	
6	支配人 (事業主に代わって営業に関する一切の行為をなす権限を有する使用者)	新任	22-2	①誓約書（様式第6号） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書（様式第13号） ④登記事項証明書 ⑤法務局発行の成年被後見人等として登記されていないことの証明書 ⑥市町村発行の身分証明書 ⑦常勤性確認書類（注1）	
		退任	22-2	①登記事項証明書	

No.	変更事項		届出書 様式	添付書類	提出 期限	
7	経營業務の 管理責任者	変更・追加	7	①経験確認書類（注2） ②常勤性確認書類（注1） ※改姓・改名の場合→①、②に代えて下記書類添付 〔個人事業主〕戸籍抄本又は住民票抄本 〔役員、支配人〕登記事項証明書 ③経營業務の管理責任者の略歴書（7号別紙） ④役員等の一覧表（第1号（別紙1）） ⑤変更届出書（様式第22号の2）（第一面のみ）	事実の発生したときから2週間以内	
		削除	22-3	①変更届出書（様式第22号の2）（第一面のみ）		
8	専任技術者	変更・追加	8	①技術者の資格等の確認書類 ・卒業証明書＋実務経験証明書（様式第9号） ・実務経験証明書（様式第9号） ・資格証明書等の写し ・監理技術者資格者証 ②常勤性確認書類（注1） ※改姓・改名の場合→①、②に代えて戸籍抄本又は 住民票抄本を添付 ※変更又は改正・改名の場合、従前の者又は変更前 の氏名について8(1)による削除の届が別途必要 ③専任技術者一覧表（第1号（別紙4）） ④変更届出書（様式第22号の2）（第一面のみ）		
		削除	22-3	※一部廃業等により削除した場合 ①変更届出書（様式第22号の2）（第一面のみ）		
9	営業所の代表者		22-2	①誓約書（様式第6号） ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 （様式第11号） ③建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、 生年月日等に関する調書（様式第13号） ④法務局発行の成年被後見人等として登記されてい ないことの証明書 ⑤市町村発行の身分証明書 ⑥常勤性確認書類（注1）		
10	欠格要件に該当したとき		22-3	建設業法第8条第1号及び7号から13号までのい ずれかに該当した場合（注3）		
11	毎事業年度（決算期）を経過 したとき		別紙8	①工事経歴書（様式第2号） ②直前3年の各事業年度における工事施工金額（様 式第3号） ③事業税納税証明書（納付すべき額及び納付済額） ④財務諸表等 〔法人〕 ・貸借対照表（様式第15号） ・損益計算書 完成工事原価報告書（様式第16号） ・株主資本金等変動計算書（様式第17号） ・注記表（様式第17号の2） ・附属明細表（様式第17号の3） ※特例有限会社を除く株式会社で資本金の額が 1億円超の場合等に必要 ・事業報告書 ※特例有限会社を除く株式会社のみ 〔個人〕 ・貸借対照表（様式第18号） ・損益計算書（様式第19号） ※以下は変更があった場合のみ添付 ⑤使用人数（様式第4号） ⑥建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 （様式第11号） ⑦定款		毎事業年度経過後4月以内
12	国家資格者等		11-2	①技術者の資格等の確認書類		（注4）

(注1) 健康被保険者証(写)〔事業所記載有に限る〕、申請直前の確定申告書(控)〔職業、屋号記載有のもの〕等

(注2) 役員経験 → 登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本(期間分)

事業主経験 → 確定申告書(控)〔職業・屋号等記載有のもの、期間分〕

(注4) 毎事業年度4月以内が提出期限ですが、事務処理上、変更後は速やかな届出をお願いします。

(注3) 次のいずれかに該当した場合

- ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。)
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者(役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。)
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合にあっては、当該法人及びその役員等)が建設業法第8条第1号から第9号までのいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る。)
- ・宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第27条
- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・景観法(平成16年法律第110号)第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

(2) 廃業等の届出

届出区分	事例	届出義務者	届出書様式	添付書類	提出期限
法人	法人が合併により消滅した場合	消滅会社の役員	22-4		事実の発生したときから30日以内
	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人	22-4	裁判所発行の身分証明書又は管財人選任通知(写)	
	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	22-4	法務局発行の清算人の印鑑証明書 ※廃業届に清算人の実印押印	
	許可を受けた建設業を廃止した場合	役員	22-4		
個人	許可に係る建設業者が死亡した場合	相続人	22-4	戸籍抄本(亡くなった者との間柄を証する書類)	事実の発生したときから30日以内
	許可を受けた建設業を廃止した場合	本人	22-4		

(注) 個人業で許可を受けた方が法人(会社)を設立した場合は、個人業としての廃業届の提出とともに、法人としての新規許可申請が必要です。

(3) その他

次の場合は、許可申請が必要になりますのでご注意ください。

○許可の更新の申請

建設業の許可の有効期間は、許可日から5年間です。引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間満了日の30日前までに、管轄の県土整備事務所(局)に許可申請書を提出して下さい。

なお、更新の許可申請書を提出している場合は、有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効です。

○許可換え新規申請

次の場合には、許可換えの許可申請が必要です。“許可換え”といっても許可行政庁が異なることとなりますので、手続上は新規の許可申請となります。

- ・国土交通大臣の許可を受けた者が島根県内にのみ営業所を有することとなったとき
大臣許可→島根県知事許可
- ・島根県知事の許可を受けた者が、島根県内の営業所を廃止して、他の都道府県に営業所を設置することとなったとき
島根県知事許可→△△県知事許可
- ・島根県知事の許可を受けた者が、他の都道府県にも営業所を有することとなったとき
島根県知事許可→大臣許可

○個人業を法人化した場合の申請(法人成新規申請)

個人業で許可を受けた方が、その後、法人(会社)を設立した場合は、個人業の廃業届の提出とともに、改めて法人としての新規許可申請が必要です。

○一般建設業許可と特定建設業許可

一般・特定どちらの許可も、請負額の制限はありませんが、発注者から直接工事を請け負い、3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約して工事を施工しようとする場合には、特定建設業の許可を受けなければなりません。

2. 標識の掲示義務

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に次の標識を掲げなければなりません。

○建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

↑ 35cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
			国土交通大臣 許可()第 号 知事	
この店舗で営業している建設業				
← 40cm以上 →				

〔記載要領〕

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

○建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

↑ 25 cm 以上 ↓	建設業の許可票				
	商号又は名称				
	代表者の氏名				
	主任技術者の氏名	専任の有無			
	資格名	資格者証交付番号			
	一般建設業又は特定建設業の別				
	許可を受けた建設業				
	許可番号		国土交通大臣	許可()第	号
	許可年月日		知事		
	← 35cm以上 →				

〔記載要領〕

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

3. その他の義務

建設業の許可を受けた者には、上記のほかにもさまざまな義務が課せられていますが、主なものとしては、

- 帳簿の備え付け・保存義務
- 契約の締結に関する義務
- 工事現場における施工体制等に関する義務
- 下請代金の支払いに関する義務

などがあります。

詳細については、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A（国土交通省中国地方整備局）」などでご確認ください（巻末のホームページ参照）。

4. 建設業法に違反すると

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると建設業法の監督処分の対象となります。監督処分には「指示処分」「営業停止処分」「許可の取消処分」の3種類があります。

5. 参考事項

(1) 建設工事紛争審査会

建設工事紛争審査会は、“工事に雨漏りなどの欠陥（瑕疵）があるのに補修してくれない”“工事代金を支払ってもらえない”といった建設工事の請負契約を巡る紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、国土交通省（中央建設工事紛争審査会）及び各都道府県（都道府県建設工事紛争審査会）に設置されています。

〔中央建設工事紛争審査会のホームページ〕

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000172.html

(2) 建設業取引適正化センター

建設工事の請負契約をめぐる元請下請問等に関するトラブルの相談窓口として、「建設業取引適正化センター」が設けられています。(設置主体：(財) 建設業適正取引推進機構)

[建設業取引適正化センターのホームページ]

<http://www.tekitori.or.jp/tekisei-1.html>

(3) 駆け込みホットライン

国土交通省各地方整備局の「建設業法令遵守推進本部」に、主に大臣許可業者を対象に“元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反”“工事の施工現場に関する法令違反”“虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反”などの情報(通報)を受け付ける「駆け込みホットライン」が開設されています。

[駆け込みホットラインのホームページ]

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000189.html

【その他の参考ホームページ】

○島根県土木部土木総務課建設産業対策室のホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/

(建設業許可)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/kyoka/>

建設業許可申請の手引、許可関係様式等を掲載しています。

(建設業法の遵守について)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/junshu/>

- ・建設業法Q&A(島根県土木部土木総務課建設産業対策室)
…建設業法に基づく技術者の配置等についてQ&A形式で解説しています。
- ・建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A(国土交通省中国地方整備局)
…技術者配置、施工体制台帳、請負契約書、一括下請等の詳細について記載しています。
- ・建設業法令遵守ガイドライン(国土交通省総合政策局建設業課)
…元請負人と下請負人との関係に係る留意点について、具体的に示しています。
- ・監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省総合政策局建設業課)
…監理技術者及び主任技術者制度の運用について記載しています。

などの資料を掲載しています。

(建設工事の請負契約に関するトラブルについて)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/shinsakai/>

建設工事紛争審査会について説明しています。

○国土交通省のリサイクルホームページ

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/index.htm>

~~~~~ 建設業法に関して、ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせ下さい ~~~~~

|                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 島根県 土木部 土木総務課 建設産業対策室 | TEL : 0852-22-5185 |
| 島根県松江県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0852-32-5721 |
| 島根県雲南県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0854-42-9588 |
| 島根県出雲県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0853-30-5618 |
| 島根県県央県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0855-72-9605 |
| 島根県浜田県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0855-29-5656 |
| 島根県益田県土整備事務所 契約業務課    | TEL : 0856-31-9635 |
| 島根県隠岐支庁県土整備局 総務課      | TEL : 08512-2-9726 |

H27.4